

令和 3 年第 1 回神奈川県議会定例会議案
(予 算)

目 次		
議 案 番 号	件 名	ペー ジ
定県第 1 号議案	令和 3 年度神奈川県一般会計予算	1
	第 1 表 歳入歳出予算	2
	第 2 表 継 続 費	9
	第 3 表 債務負担行為	13
	第 4 表 地 方 債	16
定県第 2 号議案	同 年度神奈川県市町村自治振興事業会計予算	19
定県第 3 号議案	同 年度神奈川県公債管理特別会計予算	21
定県第 4 号議案	同 年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計予算	23
定県第 5 号議案	同 年度神奈川県地方消費税清算会計予算	25
定県第 6 号議案	同 年度神奈川県災害救助基金会計予算	27
定県第 7 号議案	同 年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計予算	29
定県第 8 号議案	同 年度神奈川県林業改善資金会計予算	31
定県第 9 号議案	同 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計予算	33
定県第 10 号議案	同 年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計予算	35
定県第 11 号議案	同 年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計予算	37
定県第 12 号議案	同 年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計予算	39
定県第 13 号議案	同 年度神奈川県国民健康保険事業会計予算	41
定県第 14 号議案	同 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計予算	43
定県第 15 号議案	同 年度神奈川県中小企業資金会計予算	47

目		次	
議案番号	件名		ページ
定県第 16 号議案	同 年度神奈川県県営住宅事業会計予算		51
定県第 17 号議案	同 年度神奈川県流域下水道事業会計予算		55
定県第 18 号議案	同 年度神奈川県水道事業会計予算		59
定県第 19 号議案	同 年度神奈川県電気事業会計予算		63
定県第 20 号議案	同 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算		67
定県第 21 号議案	同 年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算		71
定県第 22 号議案	同 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算		73

令和 3 年度神奈川県一般会計予算

令和 3 年度神奈川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 兆 484 億 1,900 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 1,142,568,844
	1 県 民 税	351,418,381
	2 事 業 税	255,687,410
	3 地 方 消 費 税	363,296,551
	4 不 動 産 取 得 税	25,642,424
	5 県 た ば こ 税	8,950,687
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,513,227
	7 軽 油 引 取 税	39,784,248
	8 自 動 車 税	96,143,418
	9 鉦 区 税	1
	10 狩 猟 税	15,061
11 旧 法 に よ る 税	117,436	
2 地 方 譲 与 税		101,199,242
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	98,802,554
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,620,190
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	39,230
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	591,242
5 森 林 環 境 譲 与 税	146,026	
3 地 方 特 例 交 付 金		4,800,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,800,000
4 地 方 交 付 税		125,000,000
	1 地 方 交 付 税	125,000,000

款	項	金 額
5 交通安全対策特別交付金		千円 1,150,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,150,000
6 分担金及び負担金		866,387
	1 分 担 金	35,225
	2 負 担 金	831,162
7 使用料及び手数料		30,794,828
	1 使 用 料	17,150,453
	2 手 数 料	2,370,026
	3 証 紙 収 入	11,274,349
8 国 庫 支 出 金		229,834,389
	1 国 庫 負 担 金	53,454,891
	2 国 庫 補 助 金	168,799,817
	3 委 託 金	7,579,681
9 財 産 収 入		4,128,964
	1 財 産 運 用 収 入	1,853,365
	2 財 産 売 払 収 入	2,275,599
10 寄 附 金		674,059
	1 寄 附 金	674,059
11 繰 入 金		92,190,679
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,819,592
	2 基 金 繰 入 金	90,371,087
12 繰 越 金		11,037
	1 繰 越 金	11,037
13 諸 収 入		23,310,571

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,521,318 ^{千円}
	2 預 金 利 子	5,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,531,311
	4 受 託 事 業 収 入	567,533
	5 収 益 事 業 収 入	8,844,100
	6 負 担 交 付 収 入	6,825,692
	7 事 業 収 入	406,523
	8 受 講 料 収 入	33,194
	9 立 替 収 入	862,958
	10 福 利 厚 生 収 入	230,020
	11 徴 収 取 扱 収 入	22,783
	12 雑 入	1,460,139
14 県	債	291,890,000
	1 県 債	291,890,000
歳 入 合 計		2,048,419,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		3,643,534 ^{千円}
	1 議 会 費	3,643,534
2 総 務 費		347,445,847
	1 政 策 費	8,400,874
	2 市 町 村 振 興 費	3,722,272
	3 選 挙 費	5,160,864
	4 渉 外 費	21,656
	5 統 計 調 査 費	700,968
	6 総 務 管 理 費	35,237,928
	7 徴 税 費	272,420,475
	8 安 全 防 災 費	8,182,191
	9 国 際 文 化 観 光 費	5,945,933
	10 ス ポ ー ツ 費	6,539,751
	11 青 少 年 費	331,452
	12 人 事 委 員 会 費	348,620
	13 監 査 委 員 費	432,863
3 環 境 費		11,254,920
	1 環 境 管 理 費	7,886,349
	2 環 境 保 全 対 策 費	2,033,868
	3 自 然 保 護 費	1,334,703
4 民 生 費		312,003,487
	1 社 会 福 祉 費	16,167,842
	2 障 害 福 祉 費	72,461,326

款	項	金 額
	3 老 人 福 祉 費	118,053,331 ^{千円}
	4 生 活 保 護 費	8,339,198
	5 児 童 福 祉 費	96,981,790
5 衛 生 費		292,269,235
	1 公 衆 衛 生 費	115,021,858
	2 環 境 衛 生 費	1,065,710
	3 保 健 所 費	285,734
	4 医 薬 費	160,631,914
	5 病 院 費	15,264,019
6 勞 働 費		7,701,667
	1 勞 政 費	4,554,938
	2 職 業 訓 練 費	2,537,974
	3 雇 用 対 策 費	339,930
	4 勞 働 委 員 会 費	268,825
7 農 林 水 産 業 費		14,973,700
	1 農 業 費	1,249,564
	2 畜 産 業 費	392,522
	3 農 地 費	2,318,790
	4 林 業 費	8,521,701
	5 水 産 業 費	2,491,123
8 商 工 費		33,740,447
	1 商 工 総 務 費	8,684,901
	2 工 業 費	5,357,450
	3 商 工 金 融 費	19,698,096

款	項	金額
9 土 木 費		103,577,505 <small>千円</small>
	1 土 木 管 理 費	10,711,435
	2 道 路 橋 り よ う 費	40,937,021
	3 河 川 海 岸 費	25,816,074
	4 砂 防 費	6,761,641
	5 港 湾 費	849,492
	6 都 市 行 政 費	4,855,702
	7 都 市 計 画 費	5,348,183
	8 下 水 道 費	3,437,140
	9 住 宅 費	4,860,817
10 警 察 費		196,884,379
	1 警 察 管 理 費	188,412,997
	2 警 察 活 動 費	8,471,382
11 教 育 費		404,073,576
	1 教 育 総 務 費	22,171,602
	2 小 学 校 費	80,812,407
	3 中 学 校 費	50,655,401
	4 高 等 学 校 費	134,227,383
	5 特 別 支 援 学 校 費	40,146,750
	6 社 会 教 育 費	4,440,856
	7 保 健 体 育 費	511,485
	8 私 学 振 興 費	67,505,491
	9 大 学 費	3,602,201
12 災 害 復 旧 費		2,349,771

款	項	金 額
	1 農林水産施設災害復旧費	884,771 ^{千円}
	2 公共土木施設災害復旧費	1,465,000
13 公 債 費		316,460,932
	1 公 債 費	316,460,932
14 諸 支 出 金		40,000
	1 普 通 財 産 取 得 費	40,000
15 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出 合 計		2,048,419,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 政策費	かながわ県民センター改修工事費	331,000	3	193,000
				4	138,000
2 総務費	6 総務管理費	元川崎合同庁舎除却費	303,000	3	191,000
				4	112,000
2 総務費	6 総務管理費	緑警察署除却費	134,000	3	12,000
				4	122,000
11 教育費	4 高等学校費	神奈川総合高校整備工事費	178,000	3	62,000
				4	116,000
11 教育費	4 高等学校費	横浜翠嵐高校整備工事費	684,000	3	96,000
				4	588,000
11 教育費	4 高等学校費	保土ヶ谷高校整備工事費	746,000	3	144,000
				4	602,000
11 教育費	4 高等学校費	旭擁壁改修工事費	420,000	3	154,000
				4	266,000
11 教育費	4 高等学校費	霧が丘高校整備工事費	655,000	3	134,000
				4	521,000
11 教育費	4 高等学校費	市ヶ尾高校整備工事費	456,000	3	125,000
				4	331,000
11 教育費	4 高等学校費	田奈高校整備工事費	501,000	3	151,000
				4	350,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 教育費	4 高等学校費	舞岡高校整備工事費	589,000	3	205,000
				4	384,000
11 教育費	4 高等学校費	金井高校整備工事費	512,000	3	101,000
				4	411,000
11 教育費	4 高等学校費	瀬谷高校整備工事費 (第3期)	202,000	3	13,000
				4	189,000
11 教育費	4 高等学校費	生田東高校 整備工事費	568,000	3	190,000
				4	378,000
11 教育費	4 高等学校費	城山高校整備工事費	952,000	3	304,000
				4	648,000
11 教育費	4 高等学校費	相模原高校 整備工事費 (第3期)	528,000	3	276,000
				4	252,000
11 教育費	4 高等学校費	上溝南高校 整備工事費	666,000	3	144,000
				4	522,000
11 教育費	4 高等学校費	上鶴間高校 整備工事費	674,000	3	272,000
				4	402,000
11 教育費	4 高等学校費	横須賀高校 整備工事費	354,000	3	152,000
				4	202,000
11 教育費	4 高等学校費	横須賀工業高校 整備工事費	379,000	3	151,000
				4	228,000
11 教育費	4 高等学校費	津久井浜高校 整備工事費 (第3期)	417,000	3	67,000
				4	350,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 教育費	4 高等学校費	平塚農商高校 整備工事費 (第2期)	千円 638,000	3	千円 125,000
				4	513,000
11 教育費	4 高等学校費	平塚工科高校 整備工事費 (第2期)	534,000	3	19,000
				4	515,000
11 教育費	4 高等学校費	鎌倉高校整備工事費 (第2期)	339,000	3	44,000
				4	295,000
11 教育費	4 高等学校費	藤沢清流高校 整備工事費	625,000	3	219,000
				4	406,000
11 教育費	4 高等学校費	小田原城北工業高校 整備工事費 (第2期)	1,025,000	3	206,000
				4	819,000
11 教育費	4 高等学校費	茅ヶ崎高校 整備工事費	882,000	3	352,000
				4	530,000
11 教育費	4 高等学校費	鶴嶺高校整備工事費 (第2期)	574,000	3	163,000
				4	411,000
11 教育費	4 高等学校費	茅ヶ崎西浜高校 整備工事費 (第2期)	356,000	3	12,000
				4	344,000
11 教育費	4 高等学校費	秦野高校整備工事費 (第2期)	535,000	3	141,000
				4	394,000
11 教育費	4 高等学校費	大和高校整備工事費 (第2期)	420,000	3	131,000
				4	289,000
11 教育費	4 高等学校費	大和南高校 整備工事費	637,000	3	164,000
				4	473,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 教育費	4 高等学校費	海老名高校 整備工事費	1,342,000	3	276,000
				4	1,066,000
11 教育費	4 高等学校費	足柄高校整備工事費	422,000	3	67,000
				4	355,000
11 教育費	4 高等学校費	寒川高校整備工事費	559,000	3	121,000
				4	438,000
11 教育費	4 高等学校費	山北高校整備工事費	661,000	3	196,000
				4	465,000
11 教育費	5 特別支援 学校費	三ツ境養護学校 整備工事費 (第2期)	506,000	3	50,000
				4	456,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
在庁情報提供システム整備費	令和3年度から 令和8年度まで	千円 51,002
共通基盤システム運営費	令和3年度から 令和7年度まで	380,513
自治体情報セキュリティ クラウド事業費	令和3年度から 令和9年度まで	3,359,355
財産管理システム運営費	令和3年度から 令和7年度まで	23,800
地方公会計推進事業費	令和3年度から 令和7年度まで	58,765
会計管理システム運営費	令和3年度から 令和7年度まで	248,435
川崎県税事務所借上事業費	令和3年度から 令和4年度まで	53,225
高相合同庁舎 仮設庁舎借上事業費	令和3年度から 令和8年度まで	966,614
賦課徴収事務委託費	令和3年度から 令和4年度まで	10,257
税務システム開発運営費	令和3年度から 令和4年度まで	474,825
地方債の共同発行によって 生ずる連帯債務	令和3年度から 令和13年度まで	共同発行団体による共同発行の総 額から神奈川県負担額を除いた額 及び当該額に対する利子相当額
地方債の共同発行によって 生ずる連帯債務（1年債）	令和3年度から 令和4年度まで	共同発行団体による共同発行の総 額から神奈川県負担額を除いた額 及び当該額に対する利子相当額
防災行政通信網再整備費	令和3年度から 令和10年度まで	8,609,000
青少年センターホール天井等 改修工事費	令和3年度から 令和4年度まで	359,000
（公社）神奈川県農業公社の 資金借入れに伴う金融機関 に対する損失補償	令和3年度から 令和9年度まで	309,065

事 項	期 間	限 度 額
(公社) 全国農地保有合理化協会が(公社) 神奈川県農業公社に貸し付けた農地集積・集約化対策資金貸付金損失補償	令和3年度から 令和13年度まで	千円 35,490
小田原特定漁港漁場整備事業費	令和3年度から 令和4年度まで	270,000
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	令和3年度から 令和4年度まで	3,613,809
障害者自立支援給付費等支払システム開発費	令和3年度から 令和4年度まで	816,170
離職者等就職促進委託訓練事業費	令和3年度から 令和6年度まで	757,599
障害者就職促進委託訓練事業費	令和3年度から 令和4年度まで	8,371
セレクト神奈川100補助金	令和3年度から 令和17年度まで	7,399,880
セレクト神奈川NEXT補助金	令和3年度から 令和21年度まで	14,089,760
(公財) 神奈川産業振興センターの資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	令和3年度中	120,000,000
(公財) 神奈川産業振興センター設備貸与事業費損失補償	令和3年度から 令和14年度まで	50,000
道路災害防除事業費	令和3年度から 令和4年度まで	100,000
橋りょう補修費	令和3年度から 令和4年度まで	1,166,000
道路改良費	令和3年度から 令和5年度まで	1,800,000
街路整備費	令和3年度から 令和5年度まで	430,000
河川環境整備事業費	令和3年度から 令和4年度まで	30,000
河川修繕費	令和3年度から 令和4年度まで	550,000

事 項	期 間	限 度 額
水防情報基盤緊急整備事業費	令和3年度から 令和4年度まで	千円 130,000
河川改修事業費	令和3年度から 令和8年度まで	4,245,300
海岸高潮対策費	令和3年度から 令和4年度まで	97,000
受託海岸事業費	令和3年度から 令和4年度まで	43,269
砂防施設改良費	令和3年度から 令和4年度まで	50,000
防災砂防事業費	令和3年度から 令和4年度まで	90,000
地すべり対策事業費	令和3年度から 令和4年度まで	150,000
急傾斜地崩壊対策事業費	令和3年度から 令和4年度まで	230,000
ホームドア設置促進事業費補助	令和3年度から 令和4年度まで	71,666
高等学校仮校舎借上事業費	令和3年度から 令和6年度まで	1,521,948
特別支援教育就学奨励費 システム整備費	令和3年度から 令和7年度まで	32,530
県立図書館新棟初度調弁費	令和3年度から 令和4年度まで	511,708
県立図書館資料移転事業費	令和3年度から 令和4年度まで	65,287
津久井警察署新築工事費	令和3年度から 令和5年度まで	1,957,000
交番新築工事費	令和3年度から 令和53年度まで	456,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(総務債) 京浜臨海部活性 推進事業費	千円 290,000	借入先 財務省、 銀行又はその他	年5.0%以内。 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる公的資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60年以内。 ただし、財政の都 合により償還年限 を短縮し、繰り上 げし、又は低利債 に借り替えること ができる。 償還財源 一般歳入 又はその他
(総務債) 庁舎等施設 整備事業費	3,203,000	借入方法 債券発行 (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)又は普通 貸借の方法による。 債券発行の場合に おける発行価格に ついては、知事が 定める。		
(総務債) スポーツ施設 整備事業費	87,000			
(環境債) 産業廃棄物最終 処分場施設整備費	449,000			
(環境債) 緑地保全等 事業費	224,000	借入時期 令和3年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。		
(環境債) 自然公園施設 整備費	180,000			
(民生債) 社会福祉 施設整備費	682,000			
(民生債) 津久井やまゆり園 新築工事費	2,808,000	その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借入れ が適当でないと思 うときは、知事 が適宜償還期間を 定め、長期債を償 還財源とする短期 債をもって一時本 起債にかえること ができる。この場 合長期債の借入時 期は、短期債の償 還終期まで延長す る。		
(民生債) 厚木児童相談所 新築工事費	1,254,000			
(衛生債) 環境衛生施設 整備費	14,000			
(衛生債) 公的医療機関 等整備費	432,000			
(衛生債) 総合リハビリ テーションセンター 施設整備費	160,000			
(労働債) 横浜港万国橋港湾 労働者福祉セン ター施設整備費	17,000			
(労働債) 港湾職業訓練セン ター施設整備費	56,000			
(労働債) 産業技術短期大 学校施設整備費	334,000			
(農林水産業債) 一般公共事業費	2,424,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(農林水産業債) 県有林事業費	千円 2,000			
(商工債) 庁舎等施設 整備事業費	26,000			
(土木債) 首都高速道路 建設事業出資金	49,000			
(土木債) 一般公共事業費	30,661,000			
(土木債) 地方道路等 整備事業費	8,593,000			
(土木債) 河川等 整備事業費	3,669,000			
(警察債) 警察施設 整備事業費	3,138,000			
(教育債) 高等学校施設 整備事業費	14,753,000			
(教育債) 特別支援学校 施設整備事業費	1,767,000			
(教育債) 社会教育施設 整備事業費	1,894,000			
(災害復旧債) 農林水産施設 災害復旧費	242,000			
(災害復旧債) 公共土木施設 災害復旧費	482,000			
臨時財政対策債	214,000,000			
合 計	291,890,000			

令和 3 年度神奈川県市町村自治振興事業会計予算

令和 3 年度神奈川県市町村自治振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億 4,487 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市町村自治振興事業収入		7,844,871 ^{千円}
	1 貸付金収入	5,462,294
	2 繰入金	2,195,839
	3 繰越金	186,538
	4 諸収入	200
歳 入 合 計		7,844,871

歳 出

款	項	金 額
1 市町村自治振興事業費		7,844,871 ^{千円}
	1 市町村振興事業費	6,722,793
	2 権限移譲等推進事業費	765,038
	3 貸付債権受取利益移転事業費	231,621
	4 公債費	125,419
歳 出 合 計		7,844,871

令和 3 年度神奈川県公債管理特別会計予算

令和 3 年度神奈川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,071 億 5,198 万 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		607,151,986 ^{千円}
	1 財 産 収 入	6,893,487
	2 繰 入 金	440,879,499
	3 県 債	159,379,000
歳 入 合 計		607,151,986

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		607,151,986 ^{千円}
	1 公 債 費	607,151,986
歳 出 合 計		607,151,986

令和 3 年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計予算

令和 3 年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億 1,788 万 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公営競技収益配分金等 管 理 収 入		千円 1,417,882
	1 収 益 配 分 金 収 入	1,400,000
	2 繰 越 金	17,882
歳 入 合 計		1,417,882

歳 出

款	項	金 額
1 公営競技収益配分金等管理費		千円 1,417,882
	1 繰 出 金	1,417,882
歳 出 合 計		1,417,882

令和 3 年度神奈川県地方消費税清算会計予算

令和 3 年度神奈川県地方消費税清算会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,819 億 4,020 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方消費税清算収入		681,940,205 ^{千円}
	1 地方消費税収入	343,362,987
	2 地方消費税清算金収入	338,577,218
歳 入 合 計		681,940,205

歳 出

款	項	金 額
1 地方消費税清算費		681,940,205 ^{千円}
	1 地方消費税清算費	681,940,205
歳 出 合 計		681,940,205

令和 3 年度神奈川県災害救助基金会計予算

令和 3 年度神奈川県災害救助基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 4,740 万 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 災 害 救 助 基 金		547,406 <small>千円</small>
	1 財 産 収 入	6,367
	2 国 庫 支 出 金	282,508
	3 繰 入 金	258,528
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	2
歳 入 合 計		547,406

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		547,406 <small>千円</small>
	1 救 助 費	541,039
	2 財 産 費	6,367
歳 出 合 計		547,406

令和 3 年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計予算

令和 3 年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,736 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業振興資金収入		137,361 ^{千円}
	1 貸付金収入	28,203
	2 繰越金	109,157
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		137,361

歳 出

款	項	金 額
1 林業振興資金		137,361 ^{千円}
	1 貸付金	83,000
	2 事務費	60
	3 予備費	54,301
歳 出 合 計		137,361

令和 3 年度神奈川県林業改善資金会計予算

令和 3 年度神奈川県林業改善資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,253 万 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業改善資金収入		千円 62,533
	1 貸付金収入	10,328
	2 繰入金	63
	3 繰越金	52,141
	4 諸収入	1
歳 入 合 計		62,533

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金		千円 62,533
	1 貸付金	30,000
	2 事務費	63
	3 予備費	32,470
歳 出 合 計		62,533

令和 3 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計予算

令和 3 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億 9,568 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水源環境保全・再生事業収入		8,495,685 ^{千円}
	1 財 産 収 入	20
	2 寄 附 金	130
	3 繰 入 金	8,495,319
	4 諸 収 入	216
歳 入 合 計		8,495,685

歳 出

款	項	金 額
1 水源環境保全・再生事業費		8,495,685 ^{千円}
	1 保 全 ・ 再 生 事 業 費	4,309,813
	2 積 立 金	4,185,872
歳 出 合 計		8,495,685

令和 3 年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計予算

令和 3 年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,147 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		131,470 ^{千円}
	1 貸付金収入	19,556
	2 繰入金	934
	3 繰越金	110,979
	4 諸収入	1
歳 入 合 計		131,470

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金		131,470 ^{千円}
	1 貸付金	55,000
	2 事務費	934
	3 予備費	75,536
歳 出 合 計		131,470

令和 3 年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計予算

令和 3 年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 580 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険財政安定化基金		千円 5,800
	1 財 産 収 入	5,799
	2 諸 収 入	1
歳 入 合 計		5,800

歳 出

款	項	金 額
1 介護保険財政安定化費		千円 5,800
	1 積 立 金	5,800
歳 出 合 計		5,800

令和 3 年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和 3 年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 1,863 万 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 418,638
	1 貸 付 金 収 入	215,798
	2 繰 入 金	20,196
	3 繰 越 金	181,041
	4 諸 収 入	1,603
歳 入 合 計		418,638

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 418,638
	1 貸 付 金	396,415
	2 事 務 費	22,223
歳 出 合 計		418,638

令和 3 年度神奈川県国民健康保険事業会計予算

令和 3 年度神奈川県国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,116 億 8,703 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		711,687,031 ^{千円}
	1 分担金及び負担金	239,559,496
	2 国庫支出金	177,092,009
	3 財産収入	33,760
	4 繰入金	60,566,454
	5 諸収入	234,435,312
歳 入 合 計		711,687,031

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		711,687,031 ^{千円}
	1 国民健康保険事業費	706,094,937
	2 貸付金	150,000
	3 積立金	42,094
	4 予備費	5,400,000
歳 出 合 計		711,687,031

令和 3 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計予算

令和 3 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億 8,102 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 病院機構資金収入		5,381,021 ^{千円}
	1 貸付金収入	3,581,021
	2 県債	1,800,000
歳 入 合 計		5,381,021

歳 出

款	項	金 額
1 病院機構資金		5,381,021 ^{千円}
	1 貸付金	1,800,000
	2 公債費	3,581,021
歳 出 合 計		5,381,021

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>(衛生債) 病院機構 資金貸付金</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>1,800,000</p>	<p>借入先 財務省、 銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行 又は普通貸借の方 法による。債券発 行の場合における 発行価格について は、知事が定める。</p> <p>借入時期 令和3年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。</p> <p>その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借り入れ が適当でないとき は、知事が適宜償 還期間を定め、長 期債を償還財源と する短期債をもつ て一時本起債にか えることができる。 この場合長期債の 借入時期は、短期 債の償還終期まで 延長する。</p>	<p>年5.0%以内</p>	<p>償還期間 据置期 間を含め60年以 内。ただし、財政 の都合により償還 年限を短縮し、繰 り上げし、又は低 利債に借り替える ことができる。</p> <p>償還財源 貸付返 納金又はその他</p>

令和 3 年度神奈川県中小企業資金会計予算

令和 3 年度神奈川県中小企業資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億 3,387 万 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 資 金 収 入		千円 2,833,879
	1 貸 付 金 収 入	1,727,209
	2 繰 入 金	279,327
	3 繰 越 金	518,179
	4 諸 収 入	59,164
	5 県 債	250,000
歳 入 合 計		2,833,879

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 資 金		千円 2,833,879
	1 貸 付 金	502,926
	2 事 業 費	21,581
	3 事 務 費	263,670
	4 繰 出 金	1,056,832
	5 公 債 費	988,870
歳 出 合 計		2,833,879

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(商工債) 小規模企業者等 設備貸与事業 資金貸付金	千円 250,000	借入先 独立行政 法人中小企業基盤 整備機構 借入方法 普通貸借 又はその他 借入時期 令和3年 度	年3.4%以内	償還期間 据置期間 を含め20年以内。 ただし、財政の都 合により繰上償還 することができる。 償還財源 貸付返納 金又はその他

令和 3 年度神奈川県県営住宅事業会計予算

令和 3 年度神奈川県県営住宅事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 194 億 2,845 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		千円 19,428,454
	1 事業収入	10,189,025
	2 分担金及び負担金	303
	3 使用料及び手数料	868,449
	4 国庫支出金	1,190,811
	5 財産収入	878,973
	6 繰入金	4,790,000
	7 繰越金	1,000
	8 諸収入	14,893
	9 県債	1,495,000
歳 入 合 計		19,428,454

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		千円 19,428,454
	1 住宅費	10,594,674
	2 積立金	657,558
	3 公債費	8,174,222
	4 予備費	2,000
歳 出 合 計		19,428,454

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中高層公営住宅建設事業費	令和3年度から 令和5年度まで	千円 8,933,220

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>(土木債) 県営住宅 整備事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>1,495,000</p>	<p>借入先 財務省、 銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行 (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)又は普通 貸借の方法による。 債券発行の場合に おける発行価格に ついては、知事が 定める。</p> <p>借入時期 令和3年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。</p> <p>その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借入れ が適当でないとき は、知事が適宜償 還期間を定め、長 期債を償還財源と する短期債をもつ て一時本起債にか えることができる。 この場合長期債の 借入時期は、短期 債の償還終期まで 延長する。</p>	<p>年5.0%以内。 ただし、利率見 直し方式で借り入 れる公的資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率とする。</p>	<p>償還期間 据置期 間を含め60年以 内。ただし、財政 の都合により償還 年限を短縮し、繰 り上げし、又は低 利債に借り替える ことができる。</p> <p>償還財源 繰入金 又はその他</p>

令和 3 年度神奈川県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度神奈川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流 域 関 連 市 町 数	22 市町
(2) 年 間 総 処 理 水 量	284, 376, 794 立方メートル
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	779, 115 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	流域下水道事業収益	25, 417, 976 千円
第 1 項	営 業 収 益	11, 214, 777 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	14, 203, 199 千円
支 出		
第 1 款	流域下水道事業費用	27, 126, 596 千円
第 1 項	営 業 費 用	25, 982, 399 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	430, 397 千円
第 3 項	予 備 費	713, 800 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21億 9, 461 万 7 千円は、当年度分損益勘定留保資金21億 8, 953 万 6 千円及び繰越工事資金 508 万 1 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	5,569,394 千円
第1項 企 業 債	1,055,000 千円
第2項 負 担 金	1,077,455 千円
第3項 国 庫 補 助 金	2,689,174 千円
第4項 他 会 計 補 助 金	747,765 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	7,764,011 千円
第1項 建 設 改 良 費	5,415,471 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,348,540 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
相模川流域下水道 運転業務委託費	令和3年度から 令和5年度まで	187,266 <small>千円</small>
相模川流域下水道左岸処理場 改築工事費	令和3年度から 令和4年度まで	1,413,000
相模川流域下水道右岸処理場 改築工事費	令和3年度から 令和4年度まで	1,311,000
酒匂川流域下水道施設 整備工事費	令和3年度から 令和5年度まで	290,000
酒匂川流域下水道左岸処理場 改築工事費	令和3年度から 令和4年度まで	1,131,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 1,055,000	借入先 財務省、 銀行又はその他 借入方法 債券発行 又は普通貸借の方法 による。債券発行の 場合における発行価格 については、知事が定め る。 借入時期 令和3年度。 ただし、事業その他の都 合により、その一部又は 全部を翌年度に繰り延べ 起債することができる。 その他 経済界その他の 状況により長期債の借 り入れが適当でないとき は、知事が適宜償還期間 を定め、長期債を償還財 源とする短期債をもって 一時本起債にかえること ができる。この場合長期 債の借入時期は、短期債 の償還終期まで延長す る。	年5.0%以内	償還期間 据置期間を 含め60年以内。ただし、 財政の都合により償還年 限を短縮し、繰り上げし、 又は低利債に借り替える ことができる。 償還財源 事業収入又は その他

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、33億8,016万3千円である。

令和3年2月10日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 3 年度神奈川県水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度神奈川県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1,391,395 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	314,915,528 立方メートル
(3) 一 日 平 均 給 水 量	862,782 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益	61,044,239 千円
第 1 項 営 業 収 益	57,017,338 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,006,691 千円
第 3 項 特 別 利 益	20,210 千円

支 出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	56,833,614 千円
第 1 項 営 業 費 用	54,497,130 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	2,152,284 千円
第 3 項 特 別 損 失	84,200 千円
第 4 項 予 備 費	100,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 180 億 8,433 万 1 千円は、減債積立金 2 億 5,700 万円、建設改良積立金 48 億 1,700 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18 億 6,541 万 4 千円、過年度分損益勘定留保資金 4 億 4,281 万 9 千円及び当年度分損益勘定留保資金 107 億 209 万 8 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	16,379,190 千円
第1項	企 業 債	9,000,000 千円
第2項	他会計からの長期借入金	7,000,000 千円
第3項	固定資産売却代	15,254 千円
第4項	貯蔵品売却代	1 千円
第5項	分担金及び負担金	254,823 千円
第6項	雑 収 入	1 千円
第7項	補 助 金	109,111 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	34,463,521 千円
第1項	一般建設改良費	21,393,916 千円
第2項	企業債償還金	9,907,554 千円
第3項	他会計からの長期借入金 償 還 金	3,145,364 千円
第4項	国庫補助金返納金	6,687 千円
第5項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道営業所維持運営費	令和3年度から 令和6年度まで	2,662,515 <small>千円</small>
原水及び浄水設備整備事業費	令和3年度から 令和4年度まで	426,060
水道施設耐震化事業費	令和3年度から 令和4年度まで	202,800
応急給水体制整備促進事業費	令和3年度から 令和4年度まで	17,002
配水管網再構築事業費	令和3年度から 令和4年度まで	149,947
老朽配水管 リフレッシュ事業費	令和3年度から 令和4年度まで	1,608,206

事 項	期 間	限 度 額
配水管等切回事業費	令和3年度から 令和4年度まで	千円 1,154,608
その他配水設備整備事業費	令和3年度から 令和4年度まで	1,560,647
大口径老朽管 リフレッシュ事業費	令和3年度から 令和7年度まで	2,078,633

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般建設改良費	千円 9,000,000	借入先 財務省、 銀行又はその他 借入方法 債券発行 又は普通貸借の方 法による。債券発 行の場合における 発行価格について は、知事が定める。 借入時期 令和3年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。 そ の 他 経済界そ の他の状況により 長期債の借入れ が適当でないとき は、知事が適宜償 還期間を定め、長 期債を償還財源と する短期債をもつ て一時本起債にか えることができる。 この場合長期債の 借入時期は、短期 債の償還終期まで 延長する。	年5.0%以内	償還期間 据置期 間を含め60年以 内。ただし、財政 の都合により償還 年限を短縮し、繰 り上げし、又は低 利債に借り替える ことができる。 償還財源 事業収 入又はその他

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

令和3年2月10日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 3 年度神奈川県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度神奈川県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 目 標 供 給 電 力 量 706,490,760 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	電 気 事 業 収 益	8,363,640 千円
第 1 項	営 業 収 益	8,141,266 千円
第 2 項	財 務 収 益	18,940 千円
第 3 項	事 業 外 収 益	183,434 千円
第 4 項	特 別 利 益	20,000 千円
支 出		
第 1 款	電 気 事 業 費 用	8,059,424 千円
第 1 項	営 業 費 用	7,561,464 千円
第 2 項	財 務 費 用	59,059 千円
第 3 項	事 業 外 費 用	388,901 千円
第 4 項	特 別 損 失	20,000 千円
第 5 項	予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21億 5,023 万 9 千円は、減債積立金 3 億円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 億 3,758 万円及び過年度分損益勘定留保資金17億 1,265 万 9 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	2,024 千円
第1項	運 用 資 金 償 還 金	2,022 千円
第2項	雑 収 入	2 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,152,263 千円
第1項	建 設 改 良 費	803,677 千円
第2項	相 模 貯 水 池 整 備 費	719,757 千円
第3項	企 業 債 償 還 金	618,829 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水力発電施設等維持運営費	令和3年度から 令和4年度まで	376,134 <small>千円</small>
水力発電設備整備事業費	令和3年度から 令和4年度まで	450,441
相模貯水池管理事業費	令和3年度から 令和4年度まで	58,124
相模ダムリニューアル事業費	令和3年度から 令和4年度まで	296,483

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、326万7千円と定める。

令和3年2月10日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 3 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 保有資産の運用及び地域振興施設等の調査、整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	事 業 収 益		977,548 千円
第 1 項	営 業 収 益		477,434 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		500,114 千円

		支 出	
第 1 款	事 業 費 用		707,611 千円
第 1 項	営 業 費 用		495,895 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		201,716 千円
第 3 項	予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44億 1,157 万円は、過年度留保資金42億 3,552 万 7 千円及び繰越利益剰余金処分額 1 億 7,604 万 3 千円で補填するものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		3,329,349 千円
第 1 項	他会計への長期貸付金償還		3,145,364 千円

第2項	その他長期貸付金 償還	9,528 千円
第3項	雑収入	174,457 千円

支 出

第1款	資本的支出	7,740,919 千円
第1項	他会計への長期貸付金	7,000,000 千円
第2項	業務設備整備費	1,036 千円
第3項	地域振興施設等整備費	553,840 千円
第4項	他会計繰出金	176,043 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	3 地域振興施設整備費	寒川町 学校給食一 センター 整備事業費	2,258,000 千円	3	250,000 千円
				4	2,008,000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち1億7,604万3千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 他会計繰出金 176,043 千円

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	処分の態様
1 処分する資産	構築物等	洒水の滝遊歩道施設 足柄上郡山北町平山地内	有償譲渡

令和3年2月10日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 3 年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県と横浜市、川崎市及び横須賀市とが共有する次に掲げるものの管理

ア 城山ダム及びこれに付帯する施設

イ 寒川取水施設

(2) 神奈川県と横浜市及び横須賀市とが共有する寒川取水施設の管理

(3) 取 水 量 毎秒最大 23.718立方メートル

(単位 立方メートル/秒)

事業 者 名 区 分						神奈川 県内 広域水 道 企 業 団	計
	神 奈 川 県	横 浜 市	川 崎 市	横 須 賀 市			
(1)に係るものの 取 水 量	2.86	5.66	4.78	1.70	—	15.00	
(2)に係るものの 取 水 量	0.435	0.483	—	0.082	—	1.00	
(2)の施設を使用して 行う取水で、表中(2) に係るものの取水量 以外のものの取水量	—	—	—	—	7.718	7.718	
計	3.295	6.143	4.78	1.782	7.718	23.718	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 共同施設管理収入	2,024,879 千円
第 1 項 共同施設管理受託収入	1,899,540 千円
第 2 項 津久井湖環境整備 管理受託収入	89,682 千円
第 3 項 津久井湖管理収入	35,657 千円

支 出

第1款	共同施設管理費	2,024,879 千円
第1項	共同施設受託管理費	1,899,540 千円
第2項	津久井湖環境整備 受託管理費	89,682 千円
第3項	津久井湖管理費	35,657 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	645,668 千円
第1項	共同施設改良受託収入	645,668 千円

支 出

第1款	資本的支出	645,668 千円
第1項	共同施設改良費	645,668 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
城山ダム施設管理事業費	令和3年度から 令和4年度まで	66,935 <small>千円</small>

令和3年2月10日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 3 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県と神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社とが共有するダムの管理

(2) 取 水 量 毎秒最大 20.95立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	三 保 ダ ム 管 理 収 入	1,466,210 千円
第 1 項	三 保 ダ ム 管 理 受 託 収 入	1,435,370 千円
第 2 項	丹 沢 湖 管 理 収 入	30,840 千円

支 出

第 1 款	三 保 ダ ム 管 理 費	1,466,210 千円
第 1 項	三 保 ダ ム 受 託 管 理 費	1,435,370 千円
第 2 項	丹 沢 湖 管 理 費	30,840 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	359,093 千円
第 1 項	三 保 ダ ム 施 設 改 良 受 託 収 入	359,093 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 359,093 千円

第1項 三保ダム施設改良費 359,093 千円

令和3年2月10日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治